

新	旧
<p data-bbox="568 245 739 277">約款・規定集</p> <p data-bbox="568 341 739 373">最良執行方針</p> <p data-bbox="199 437 1106 660">本方針は、金融商品取引法第40条の2第1項の規定に従い、お客様にとって最良の取引の条件で執行するための当社の方針及び方法等を定めたものです。当社は、お取引に関して、お客様の指示がある場合は当該指示に基づいて注文を執行し、お客様の指示がない場合につきましては、以下の方針に従い執行することに努めます。</p> <p data-bbox="206 724 510 756">1. 対象となる有価証券</p> <p data-bbox="199 772 1106 948">(1) 国内の<u>取引所金融商品</u>市場に上場されている株券、新株予約権付社債券、ETF（株価指数連動型投資信託受益証券）及びREIT（不動産投資信託の投資証券）等、金融商品取引法施行令第16条の6第1項第1号に規定される「上場株券等」</p> <p data-bbox="215 963 367 995">((2) 省略)</p> <p data-bbox="206 1059 761 1091">2. 最良の取引の条件で執行するための方法</p> <p data-bbox="206 1107 398 1139">(1) 上場株券等</p> <p data-bbox="199 1155 1106 1378">当社は、お客様からいただいた注文に対し当社が自己で直接の相手となる売買は行わず、全て委託注文として、金融商品取引所への注文の取次ぎについて契約を締結している金融商品取引業者（母店）を經由して<u>取引所金融商品</u>市場に取次ぐこととし、PTS（電子情報処理組織を利用した取引場所）への取次ぎを含む取引所外売買の取扱はいたしません。</p>	<p data-bbox="1496 245 1666 277">約款・規定集</p> <p data-bbox="1496 341 1666 373">最良執行方針</p> <p data-bbox="1126 437 2033 660">本方針は、金融商品取引法第40条の2第1項の規定に従い、お客様にとって最良の取引の条件で執行するための当社の方針及び方法等を定めたものです。当社は、お取引に関して、お客様の指示がある場合は当該指示に基づいて注文を執行し、お客様の指示がない場合につきましては、以下の方針に従い執行することに努めます。</p> <p data-bbox="1133 724 1438 756">1. 対象となる有価証券</p> <p data-bbox="1126 772 2033 948">(1) 国内の<u>金融商品取引所</u>市場に上場されている株券、新株予約権付社債券、ETF（株価指数連動型投資信託受益証券）及びREIT（不動産投資信託の投資証券）等、金融商品取引法施行令第16条の6第1項第1号に規定される「上場株券等」</p> <p data-bbox="1140 963 1292 995">((2) 省略)</p> <p data-bbox="1133 1059 1688 1091">2. 最良の取引の条件で執行するための方法</p> <p data-bbox="1133 1107 1326 1139">(1) 上場株券等</p> <p data-bbox="1126 1155 2033 1378">当社は、お客様からいただいた注文に対し当社が自己で直接の相手となる売買は行わず、全て委託注文として、金融商品取引所への注文の取次ぎについて契約を締結している金融商品取引業者（母店）を經由して<u>金融商品取引所</u>市場に取次ぐこととし、PTS（電子情報処理組織を利用した取引場所）への取次ぎを含む取引所外売買の取扱はいたしません。</p>

<p>① お客様から受注した委託注文は、速やかに国内の当該銘柄が上場している<u>取引所金融商品</u>市場に取次ぐことといたします（母店経由）。<u>取引所金融商品</u>市場の立会い時間外に受注した委託注文につきましては、当該市場の売買立会いが再開されるまでに<u>取引所金融商品</u>市場に取次ぐ（母店経由）ことといたします。</p> <p>② ①において、委託注文の<u>取引所金融商品</u>市場への取次ぎは、次のとおりといたします。</p> <p>(a) 上場している金融商品取引所が1ヶ所である場合（単独上場）には、当該<u>取引所金融商品</u>市場へ取次ぎ（母店経由）いたします。</p> <p>(b) 複数の<u>取引所金融商品</u>市場に上場されている場合（重複上場）には、最も流動性が高い<u>取引所金融商品</u>市場として当社が選定した<u>取引所金融商品</u>市場へ取次ぎ（母店経由）いたします。なお、選定基準は、当社ホームページ（https://kabu.dmm.com/selection_criteria/）で掲載するほか、当社にお問い合わせいただいたお客様には、カスタマーサポートにてその内容をご説明いたします。</p> <p>((2) 省略)</p> <p>3. 当該方法を選択する理由</p> <p>(1) 上場株券等</p> <p><u>取引所金融商品</u>市場は多くの投資家の需要が集中しており、取引所外取引と比較すると、流動性、約定可能性、取引スピード等の面で優れていると考えられ、<u>取引所金融商品</u>市場で執行することがお客様にとって最も合理的であると判断されるからです。</p> <p>また、複数の<u>取引所金融商品</u>市場に上場されている銘柄は、市場によって流動性が異なるため、その中で最も流動性の高い<u>取引所金融商品</u>市場に</p>	<p>① お客様から受注した委託注文は、速やかに国内の当該銘柄が上場している<u>金融商品取引所</u>市場に取次ぐことといたします（母店経由）。<u>金融商品取引所</u>市場の立会い時間外に受注した委託注文につきましては、当該市場の売買立会いが再開されるまでに<u>金融商品取引所</u>市場に取次ぐ（母店経由）ことといたします。</p> <p>② ①において、委託注文の<u>金融商品取引所</u>市場への取次ぎは、次のとおりといたします。</p> <p>(a) 上場している金融商品取引所が1ヶ所である場合（単独上場）には、当該<u>金融商品取引所</u>市場へ取次ぎ（母店経由）いたします。</p> <p>(b) 複数の<u>金融商品取引所</u>市場に上場されている場合（重複上場）には、最も流動性が高い<u>金融商品取引所</u>市場として当社が選定した<u>金融商品取引所</u>市場へ取次ぎ（母店経由）いたします。なお、選定基準は、当社ホームページ（https://kabu.dmm.com/selection_criteria/）で掲載するほか、当社にお問い合わせいただいたお客様には、カスタマーサポートにてその内容をご説明いたします。</p> <p>((2) 省略)</p> <p>3. 当該方法を選択する理由</p> <p>(1) 上場株券等</p> <p><u>金融商品取引所</u>市場は多くの投資家の需要が集中しており、取引所外取引と比較すると、流動性、約定可能性、取引スピード等の面で優れていると考えられ、<u>金融商品取引所</u>市場で執行することがお客様にとって最も合理的であると判断されるからです。</p> <p>また、複数の<u>金融商品取引所</u>市場に上場されている銘柄は、市場によって流動性が異なるため、その中で最も流動性の高い<u>金融商品取引所</u>市場に</p>
---	---

<p>において執行することがお客様にとって最も合理的であると判断されるからです。</p> <p><u>※SOR（複数の取引施設から最良価格を提示している取引施設を検索し注文を執行する Smart Order Routing システムをいいます。）を導入しない理由</u></p> <p><u>P T S を含め複数の取引所金融商品市場等から最良気配を比較し、より価格を重視することはお客様にとって最良の執行となり得ると考えられます。当社でこのような執行をするためにはシステム開発等を行う必要がありますが、社内で検討した結果、システム開発等を行う場合にはそれによりお客様にお支払いいただく手数料等の値上げが将来的に必要と考えています。</u></p> <p><u>システム開発等に伴う費用等について精査した結果、お客様にとっては、複数の取引所金融商品市場等から最良気配を比較することによる価格改善効果よりも、手数料等の値上げによる影響が大きいと考えるため、国内の取引所金融商品市場に取り次ぐことが最も合理的であると判断します。</u></p> <p>（(2) 省略）</p> <p>4. その他</p> <p>(1) 次に掲げる取引については、2 に掲げる方法によらず、以下に記載した方法により執行いたします。</p> <p>①お客様から執行方法に関するご指示（執行する<u>取引所金融商品</u>市場のご希望）があった取引・・・当該ご指示いただいた執行方法</p> <p>（以下、省略）</p> <p style="text-align: right;">令和5年7月15日 改訂</p>	<p>において執行することがお客様にとって最も合理的であると判断されるからです。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（(2) 省略）</p> <p>4. その他</p> <p>(1) 次に掲げる取引については、2 に掲げる方法によらず、以下に記載した方法により執行いたします。</p> <p>① お客様から執行方法に関するご指示（<u>当社が自己で直接の相手方となる売買のご希望</u>、執行する<u>金融商品取引所</u>市場のご希望、<u>お取引の時間帯のご希望等</u>）があった取引・・・当該ご指示いただいた執行方法</p> <p>（以下、省略）</p>
--	--